

ITER-TBS の設計情報の収集整理に係る
労働者派遣契約
仕様書

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

プランケット研究開発部 プランケット工学研究グループ

1. 件名

ITER-TBS の設計情報の収集整理に係る労働者派遣契約

2. 業務目的

イーターに設置して核融合炉ブランケットの機能実証試験を行うために、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）は、テストブランケットモジュール（以下「TBM」という。）を含むテストブランケットシステム（以下「TBS」という。）の開発を進めている。

本仕様書は、TBS 設計活動等における情報の収集整理に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

1) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで）、その他量研が指定する日を除く。

2) 業務時間 9：00～17：30（休憩時間 60 分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務、出張・外勤を認めない。

3) 人員 1 名

（派遣者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障が生じると認められる場合は、代替要員を配置するなど、量研と協議の上必要な措置を講じることこと。）

4. 就業場所

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 ブランケット工学研究グループ

住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字表館 2-166

TEL:0175-71-6537

（1）ブランケット工学試験棟

（2）原型炉 R&D 棟

（3）共同研究棟

（4）管理研究棟他研究所内の建屋

（5）その他、派遣元と事前に協議して定めた場所

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

5. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部

ブランケット工学研究グループ

6. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部
ブランケット工学研究グループリーダー

7. 業務内容

1) ITER-TBM の設計情報収集整理に係る業務

トリチウムの製造・回収・貯蔵に用いる設備である ITER-TBS の調達による設計活動を進めるに当たり、各契約先への設計のインプットを論文、報告書や文書管理システムに登録した文書から収集整理する。また、イーター機構への報告、提出文書の作成に際して、各種論文や各契約先からの報告書に記載された設計情報等を整理し、適切な形式に編集する業務

2) 付隨的業務

上記と密接不可分・一体的に行われる付隨業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

8. 業務に必要な資格

派遣労働者の要件については、以下に掲げるとおりとする。

- 1) 事務系パソコンソフト（ワード、エクセル、パワーポイント等）を用いて文書及び図表を作成することが可能であること。
- 2) CATIA を含む CAD もしくはプロセスフローダイアグラム、単線結線図などのダイアグラムの読み取りもしくは作成などの取扱い業務に 1 年以上従事した経験を有すること。
- 3) 日本語によるコミュニケーション及び文章理解・作成が可能のこと。（日本語を母国語としない場合は日本語能力試験 N2 相当以上）。
- 4) 本業務に従事する者は、業務上、経済安全保障・輸出管理に係る機微情報へアクセスする可能性があることを理解し、外国為替及び外国貿易法その他関係法令を遵守できること。このため、経済産業省「みなし輸出管理の運用明確化について」に基づき、特定類型に該当しないことを自己申告又は誓約書等により確認できる者であること。なお、本要件は国籍その他個人属性による制限を設けるものではなく、法令遵守及び情報セキュリティ確保を目的として、業務内容及び情報アクセス範囲に応じて適用されるものである。

9. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- 役職なし

10. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別 :

- 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

11. 服務等

- ・ 一般健康診断については、派遣元が負担すること
- ・ 派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる
- ・ 在宅勤務において、通信費、水道光熱費その他費用については派遣元または派遣労働者の負担とする。

1 2. 提出図書

(部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと
(派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。) また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 量研の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに量研に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。

- (5) 派遣労働者は量研が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。
- (7) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、量研外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

（要求者）部課室名：ブランケット工学研究グループ
氏名 : 廣瀬 貴規